

第6章 計画の推進と今後の取組

1 計画の推進体制

関係各課で構成される庁内会議を定期的に開催することで、庁内の連携体制をより強化し総合的な計画の推進を図ることとします。

子供の貧困対策庁内検討会 体制

(9部局22課室)		
部局	主管課	事業担当課等
知事室	広報課	
総務部	総務課	
企画部	企画総務課	文化学術課 人権政策課
環境生活部	環境生活総務課	青少年・男女共同参画課
福祉保健部	福祉保健総務課	福祉保健総務課 子ども未来課【事務局】 健康推進課
商工観光労働部	商工観光労働総務課	労働政策課
農林水産部	農林水産総務課	
県土整備部	県土整備総務課	建築住宅課
教育委員会事務局	総務課	総務課 生涯学習課 人権教育推進室 県立学校教育課 特別支援教育室 義務教育課 健康体育課
情報共有部局等		会計局 県議会事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 監査委員会事務局 警察本部 各振興局地域振興部

2 計画の進行管理

第4章の具体的施策について毎年事業の実施状況を確認するとともに、第3章の子供の貧困に関する指標について毎年県のホームページで公表し、県民の皆様への情報提供を行います。

また、計画期間終了時には事業の実施についての検証・評価を行うこととし、計画期間中も法や大綱の見直し状況等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

3 県内市町村との連携

施策の推進や実施にあたっては、地域住民とより密接に関わり合いのある市町村との連携が不可欠となります。県内市町村と緊密な情報共有を図り、全県的に取り組んでいくものとします。

4 関係団体等との連携

多岐に渡る対策が必要となる子供の貧困問題に対してきめ細やかに対応できるよう、企業、NPO法人、民生委員・児童委員等関係機関との連携を図り、施策の周知強化を含め、効果的な施策実施に取り組みます。

5 今後の取組

既存の統計データだけでは、県内における子供の貧困の実態が明らかになっているとは言い難い点が認められます。子供の生活習慣や内面的なものを含む詳細の実態把握については、国の調査研究成果や他自治体の先進事例を踏まえた上で検討を進め、県内の子供がいる世帯の経済状況、生活状況、それらを取り巻く状況の子供への影響、支援ニーズ等について調査・分析を実施し、必要に応じ計画の見直しを行います。

法（抄）

（調査研究）

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。